

議案第41号

天理市多世代交流広場条例の一部改正について

天理市多世代交流広場条例の一部を次のように改正しようとする。

平成20年6月6日提出

天理市長 南 佳 策

天理市多世代交流広場条例の一部を改正する条例

天理市多世代交流広場条例（平成8年6月天理市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第11条を第14条とし、第10条を第13条とする。

第9条中「第6条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条を第12条とする。

第8条第1項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第11条とする。

第7条を第10条とする。

第6条第1項及び第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第9条とする。

第5条を第8条とする。

第4条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第7条とする。

第3条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第6条とし、第2条の次に次の3条を加える。

（指定管理者による管理）

第3条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、広場の管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

（使用時間）

第4条 広場の使用時間は、規則で定める。

（業務の範囲）

第5条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- （1）広場の使用の許可等に関すること。
- （2）広場の維持管理（大規模な改修に係るものを除く。）に関すること。
- （3）その他広場の管理に関し市長が必要と認める業務

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。